

## ■議案第24号 四万十町江師園芸作物実験場条例の制定について

---

### 【要旨】

従来の四万十町江師園芸作物実験施設条例は指定管理者による管理を前提とした条例として平成20年に制定されていますが、今回、指定管理から町の直営管理として使用を許可するという形で運営していくことができるよう条例の全部を改正するものです。

### 【指定管理者制度から町の直営管理に変更する理由】

指定管理者制度の導入メリットは、民間のノウハウを活用することによる住民サービスの向上と、コスト削減であるが、本施設は園芸作物実験場であるため、本施設の設置目的に沿った運営を行う利用者に使用許可を行うこととなり、指定管理者制度を導入するメリットが少ないと判断するものです。

### 【使用料の算出根拠】

別添のとおり